介護離職防止のための雇用環境整備（第22条第２項、第４項）

① 介護離職防止のための雇用環境整備の実施の概要（令和7年4月1日より義務化）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象 | 全ての労働者に対して研修を実施することが望ましい。  少なくとも管理職の者については研修の実施が必要です。 |
| 実施時期 | 定期的に実施する、調査を行う等職場の実態を踏まえて実施する、管理職層を中心に職階別に分けて実施する等の方法があります。 |
| 併せて周知した方が良いと思われる事項 | 自社の申出窓口、申出様式、申出手順・方法など、介護制度の申出に必要な事項。  就業規則（介護制度に関する規定）や社内向けの申出マニュアルなどを周知する方法が考えられます。 |

② 介護離職防止のための雇用環境整備の実施に向けたメール文案

|  |
| --- |
| 研修対象者各位  全ての労働者を対象に介護制度についての研修を実施します。  東京労働局のホームページに掲載されている従業員研修動画の視聴と、介護休業制度・介護休暇制度・所定外労働の制限・時間外労働の制限・深夜業の制限の資料を確認してください。  <https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/ikukai_kensyu_2024.html>  また、実際に介護制度の申請いただく場合は、（例：社内イントラネットの申請手続き）をご確認ください。  介護制度に関する問い合わせは、（例：管理部人事係　内線〇〇〇〇）までお問い合わせください。 |